

越前おおの空き家情報バンク制度要綱

(平成20年3月27日告示第39号)

改正 平成28年3月11日告示第38号
改正 令和3年3月31日告示第177号
改正 令和5年3月16日告示第76号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市における空き家の有効活用を通して、大野市への定住促進を図るため、空き家情報バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存在する建物のうち、個人が居住を目的として建築し、現に居住していないもの（近く居住しなくなる予定のものを含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利に基づき当該空き家の売買及び賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家情報バンク 空き家の売買及び賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報の提供を行うことをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家情報バンクによる空き家に関する情報の登録を希望する所有者等は、空き家情報バンク登録申請書（様式第1号）及び空き家情報バンク登録カード（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、空き家情報バンク登録台帳に登録しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家情報バンク登録完了書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧め

ることができる。

(空き家等に係る登録事項の変更届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家情報バンク登録変更届出書（様式第4号）及び空き家情報バンク登録カード（様式第2号）を添えて、市長に届け出なければならない。

(空き家情報バンクの登録取消し)

第6条 登録者は、当該空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき、又はその他の事由により空き家情報の登録を取り消したいときは、空き家情報バンク取消願い書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳の登録を取り消すものとする。

(1) 前項に規定する届出があったとき。

(2) 登録内容に虚偽があったとき。

(3) 登録から2年を経過したとき。ただし、経過後改めて登録申込みを行った場合は、この限りでない。

(4) 前3号に定めるもののほか、登録することが適当でないとき市長が認めたとき。

3 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、空き家情報バンク取消通知書（様式第6号）により当該登録者に通知するものとする。

(利用希望者情報等の公開)

第7条 利用希望者は、利用希望者の情報及び利用を希望する物件の情報（以下「利用希望者情報等」という。）を空き家情報バンクに公開することを希望するときは、空き家情報バンク利用希望者情報等登録申込書（様式第7号）により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認の上、適切であると認めたときは、利用希望者情報等を空き家情報バンクに公開するものとする。

3 市長は、前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者情報等の公開を取り消すものとする。

(1) 利用希望者から公開取消しの申出があったとき。

(2) 申込みの内容に虚偽があったとき。

(3) 公開から1年を経過したとき。ただし、経過後改めて申込みを行った場合は、この限りでない。

(4) 前3号に定めるもののほか、公開することが適当でないとき市長が認めたとき。
(情報提供)

第8条 市長は、利用希望者に対し必要に応じて、空き家情報バンクに登録された情報を提供するものとする。

2 市長は、登録者及び利用希望者が行う空き家の購入等に関する交渉及び売買契約については、一切これに関与しない。

(個人情報の取扱い)

第9条 登録者及び利用希望者は、空き家情報バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項に留意のうえ適正に取り扱うものとし、この登録が取り消された後においても、同様とする。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(3) 空き家情報バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。

(4) 個人情報は、利用終了後速やかに廃棄、消去その他適正な措置を講じなければならないこと。

(5) 個人情報について漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日) (平成28年3月11日告示第38号)

1 この要綱は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、第1条の規定による改正前の越前おおの空き家情報バンク制度要綱、第2条の規定による改正前の大野市基準該当障害福祉サービス等事

業者の登録に関する要綱、第3条の規定による改正前の大野市特別障害者手当等事務取扱要綱、第4条の規定による改正前の大野市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金交付実施要綱、第5条の規定による改正前の大野市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱及び第6条の規定による改正前の大野市排水設備指定工事店の処分等に関する要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年告示第177号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第76号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

大野市長 様

空き家情報バンク登録申請書

住所

氏名

越前おおの空き家情報バンク制度要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、空き家情報バンクへの登録を申し込みます。

1 (社)福井県宅地建物取引業協会へ媒介業者の選定を依頼します。

媒介業者を下記のとおり依頼しました。

※ 内に○をつけてください。

業社名

免許証番号

2 登録内容は、別紙 空き家情報バンク登録カード（様式第2号）に記載のとおりです。

3 誓約書 別紙のとおり

(別紙)

誓約書

大野市長 様

越前おおの空き家情報バンクの登録にあたり下記事項を理解し、制度要綱の規定について遵守することを誓約いたします。

記

- (1) 大野市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約等に関する仲介行為は行っていません。また、登録する物件についての各種法令等の適合状況については、「所有者等」と「利用希望者」間で確認いただきます。なお、宅建協会へ依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
- (2) 空き家情報については、必要事項について公開することとし、個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条の規定の趣旨に基づき、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。
- (3) 個人情報の保護に関する法律第69条第2項第2号の規定に基づき、申請書の記載内容について、大野市が固定資産税課税台帳等により確認します。

年 月 日

住所

氏名

空き家情報バンク登録カード

※太枠内のみ記入ください

登録No.		分類	<input type="checkbox"/> 住宅	<input type="checkbox"/> 住宅および土地	<input type="checkbox"/> 売買	<input type="checkbox"/> 賃貸	
物件所在地							
希望取引価格	売買	円	賃貸	円/月額			
物件の概要	面積		構造	建築年	年	築年	
	土地	m ²	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造	補修の要否		補修の費用負担	
	建物	1階	m ² 坪	<input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 補修は不要	<input type="checkbox"/> 所有者負担	
		2階	m ² 坪		<input type="checkbox"/> 多少の補修必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中	<input type="checkbox"/> 購入者負担 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	間取り	1階	<input type="checkbox"/> 居間()畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 和室()畳 ()畳 <input type="checkbox"/> 洋室()畳 ()畳 ()畳				
		2階	<input type="checkbox"/> 居間()畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 和室()畳 ()畳 <input type="checkbox"/> 洋室()畳 ()畳 ()畳				
利用状況	<input type="checkbox"/> 自らが居住 <input type="checkbox"/> 放置(年~) <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> その他()	主要な施設等 までの距離	<input type="checkbox"/> ()駅まで() (km・分) <input type="checkbox"/> ()バス停まで() (km・分) <input type="checkbox"/> その他施設()まで() (km・分) <input type="checkbox"/> その他施設()まで() (km・分)				
物件の特徴	(上下水道・トイレ・電気・電話、庭、農地等の状況)						
特記事項	(敷金、礼金、保証金、管理費、PR情報)						
その他 問い合わせ先 (仲介不動産業者等) ※該当がある場合のみ 記入してください。	所在地	〒					
	名称 免許番号				電話		

※上記内容については、全て公開します。

所有者	住所	〒				
	氏名		電話			
	携帯		ファックス			
	生年月日					
	電子メール					

※上記内容については、該当物件について利用希望者より問合せがあった際は、公開されます。

受付日	年 月 日	情報掲載日	年 月 日	受付印
登録日	年 月 日	有効期日	年 月 日	
登録抹消日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録抹消 <input type="checkbox"/> その他()		

(別紙1)

位 置 図

○記入については、目印となる建物、道路、河川等の名称も併せて記入してください。

(別紙2)

間取り図

建物・1階

建物・2階

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

大野市長

印

空き家情報バンク登録完了書

越前おおの空き家情報バンク制度要綱第4条第2項の規定により、空き家情報バンク登録が完了したことを通知します。

登録番号：第 _____ 号

登録日： _____ 年 月 日

有効期限： _____ 年 月 日

※ 変更等が生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

大野市長 様

氏名

空き家情報バンク登録変更届出書

越前おおの空き家情報バンク制度要綱第5条の規定により、空き家情報バンク登録台帳の変更をお願いします。

登録番号：第 _____ 号

変更内容：様式第2号のとおり _____

※ 登録変更の場合、様式第2号に登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

大野市長 様

氏名

空き家情報バンク取消願い書

越前おおの空き家情報バンクへの登録を取り消したいので、台帳の削除をお願いします。

登録番号：第 _____ 号

取消理由： _____

年 月 日

様

大野市長

印

空き家情報バンク取消通知書

越前おおの空き家情報バンク制度要綱第6条第3項の規定により、空き家情報バンク登録を取り消したことを通知します。

登録番号 : 第 _____ 号

登録取消日 : _____ 年 月 日

(教示 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大野市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は大野市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

大野市長 様

空き家情報バンク利用希望者情報等登録申込書

越前おおの空き家情報バンク制度要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

利用希望者の情報	氏名*		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住所*	〒 ー		
	生年月日*	年 月 日		
	電話番号			
	電子メール*			
利用を希望する物件の情報	利用する家族構成*	<input type="checkbox"/> 単身 <input type="checkbox"/> 夫婦 <input type="checkbox"/> 夫婦・子ども <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	利用目的*	<input type="checkbox"/> 移住 <input type="checkbox"/> 二拠点生活 <input type="checkbox"/> 市内転居		
	利用形態*	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 賃貸		
	予算額	購入 上限予算（ ）万円 賃貸 上限予算（ ）万円/月（家賃のみ）		
	利用開始時期* （申込日から起算）	<input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 1年未満 <input type="checkbox"/> 1年以上3年以内 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	立地	<input type="checkbox"/> 市街地 <input type="checkbox"/> 郊外 <input type="checkbox"/> どちらでも可		
	農地付きの物件	<input type="checkbox"/> 希望あり <input type="checkbox"/> 希望なし <input type="checkbox"/> どちらでも可		
	ペットとの共生	<input type="checkbox"/> 希望あり <input type="checkbox"/> 希望なし		
その他（自由記載）				

- ・*は必ず記入すること。
- ・誓約書（別紙）を添付すること。

(別紙)

誓 約 書

大野市長 様

空き家情報バンク利用希望者情報等の登録申込みにあたり下記事項を理解し、制度要綱の規定について遵守することを誓約いたします。

記

- (1) 大野市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。また、登録する物件についての各種法令等の適合状況については、「所有者等」と「利用希望者」間で確認いただきます。なお、宅建協会へ依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
- (2) 登録申込みの情報については、必要事項について公開することとし、個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条の規定の趣旨に基づき、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

年 月 日

住所

氏名